

本市におけるイベント及び施設等の取扱いに係るガイドライン Ver.7

令和2年5月25日策定

令和2年6月19日改訂

令和2年9月24日改訂

令和2年11月13日改訂

令和3年1月8日改訂

令和3年2月1日改訂

令和3年3月19日改訂

富里市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、市民の生命と健康を守るため、本市のイベント及び施設等の取扱いを示すものである。

なお、今後の国及び千葉県の指針等が示されるなど状況の変化に応じて見直しを図るものとする。

2 イベントの取扱い

(1) 市が主催するイベントについては、(ア)(イ)の感染防止対策を徹底した上、地域の感染状況等を勘案し実施の判断を行う。全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭りや参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き中止を含めて慎重に検討する。

(ア) 感染リスクの拡散防止として、①消毒の徹底、②マスクの着用、③検温の実施、④参加者の把握（名簿の提出）、⑤大声を出さない。

(イ) 3つの密の回避として、①密集の回避や十分な換気、②催物前後の行動管理を図る。

(2) 催物開催時における、上限人数の目安は、次のとおりとする。

・収容定員が設定されている場合は、収容定員の50%とする。

(3) 外郭団体等が市内で実施するイベントについて

・市の基本的な考え方に準じた取扱いについて、イベントの主催者等に要請するものとする。

3 施設の取扱い

- ・市内公共施設の利用に当たっては、地域の感染状況や「2 イベントの取扱い」を考慮した上で、対策本部にて施設ごとの利用の休止・再開を判断するものとする。
- ・市内公共施設の運営に当たっては、消毒の徹底や3密を回避するなど適切な感染症予防対策を実施するものとする。
- ・施設の利用に当たっては、感染拡大防止のための利用者の体調管理・連絡先等の把握を徹底するため、別添「新型コロナウイルス感染症予防対策利用者チェックシート」を提出させるものとする。提出された利用者情報については、当該施設管理者にて適切に管理し、必要性が失われた際は、直ちに当該施設管理者が責任をもって廃棄処分するものとする。
- ・感染症のまん延を防止するという理由で中止した場合の使用料等は、徴収しないこととし、振替もしくは返金で対応するものとする。

4 適用期間

令和3年3月22日～当面の間